

滝山観光おもてなしボランティアガイド団体活動登録制度実施要領

八王子市産業振興部観光課

(趣旨)

第1条 この要綱は、滝山観光事業のボランティアガイド活動に参加することにより八王子市（以下「市」という。）の観光事業の発展に寄与することを目的とし、市が行う滝山観光おもてなしボランティアガイド団体活動（以下「ガイド活動」という。）の登録制度に関して必要な事項を定める。

(活動内容)

第2条 前条の趣旨に則り、市が依頼する次に掲げる活動をボランティアとして行うものとする。

- (1) 滝山城跡を中心とした周辺の観光スポットや散策コースの見どころ情報案内
- (2) 滝山城跡の歴史・文化の解説
- (3) 滝山城跡を中心とした観光スポットとなる周遊地域（以下「滝山観光エリア」という）における観光事業等のPR
- (4) 市及び八王子観光コンベンション協会の主催する滝山観光事業への協力と参加
- (5) 上記(1)から(4)に関する活動報告

(募集等)

第3条 市は、ガイド活動を行うボランティア団体を年度毎に公募するものとする。

2 市は、ガイド活動として必要な知識を習得するための研修を行うものとする。

(ボランティア団体への登録条件)

第4条 ボランティアガイド団体は、滝山観光エリアの歴史、文化、自然景観等に興味を持ち、人とのふれあいを大切にし、おもてなしの心で観光客に接することのできる団体とする。

2 市の観光振興及び観光資源の発掘に理解と情熱を有する者とする。

3 ボランティアガイド団体の加盟者でボランティアガイドをする者は、18歳以上の者で、第2条に掲げる活動を意欲的に取り組める者を対象に登録するものとする。ただし、18歳未満の者で、かつ、ボランティア活動の是非について家族の同意書を提出し、当該活動を行う場所まで各自の責任において移動できるものについては、ガイド活動を認めるものとする

(暴力団等の排除)

第5条 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）が関与していると認められる団体は登録を認めない。

(ボランティア登録の決定)

第6条 産業振興部長は、申込書（様式第1号）の提出があったときは書類等により内容を審査し、前条の研修を行い、ボランティアガイドを担う団体として適当であると認めた場合は、滝山観光おもてなしボランティアガイド団体と決定し、当該申込団体に

通知するものとする。

- 2 登録されたボランティアガイド団体には認定証（様式2号）を交付する。
- 3 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの登録期間とする。

（ボランティア登録の変更）

第7条 前条の規定により登録の決定を受けたボランティアガイド団体は、住所等登録事項を変更したときは、速やかに変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

（活動禁止事項）

第8条 前条により登録を受けたボランティアガイド団体は、次に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 販売行為などを含む営利を目的とする活動
- (2) 政治又は宗教に関する活動
- (3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある活動
- (4) 特定の個人又は団体に著しく悪影響を及ぼすおそれのある活動

（ボランティア登録の取消し）

第9条 ボランティアガイド団体から登録抹消届（様式第4号）によりボランティア登録の抹消の申出があった場合は、登録を取り消すものとする。

2 次の各号に該当する場合は、登録団体の登録を取り消すものとする。

- (1) ガイドとして不適格と認められる事実があったとき
- (2) ボランティアガイド団体の活動が休止されたとき
- (3) 活動要請を正当な事由がなく拒絶する状態が、長時間継続したとき。
- (4) 登録辞退の申し出があったとき
- (5) 暴力団との関与が認められたとき

（報酬等の支給）

第10条 市は、登録団体に対する報酬及び交通費について支給しないものとする。

（費用負担）

第11条 ボランティアガイドにより生じる一切の費用は、ボランティアガイド団体の負担とする。

（危険負担）

第12条 ボランティア登録団体に所属する者が事故等によって被った損害について、市が加入するボランティア保険で保証される範囲外の案件については、市は賠償の責を負わないこととする。

2 派遣登録団体の依頼事項の不履行等により依頼者が被った損害について、市は賠償の責を負わないこととする。

（庶務事務）

第13条 ガイド活動に関する庶務事務は、産業振興部観光課において処理する。

（雑則）

第14条 この要綱に定めていない事項については、関係者相互の協議により決定するものとする。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

(あて先) 八王子市産業振興部長

滝山観光おもてなしボランティアガイド登録申込書

| | | | |
|--|--|------|--|
| ふりがな | | ふりがな | |
| 団体名 | | 代表者名 | |
| 住 所 | 〒 ー 電話番号 FAX 番号 携帯電話 | | |
| ガイド人数 | 人 | | |
| ○ 申込み理由・ガイドができる内容又はどんな内容に興味をお持ちかお書きください。 | | | |
| その他 | 【暴力団排除に関する誓約】 次の事項を確認のうえ、□にレを記入してください。 □暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)に関与していません。 | | |

様式第2号（第6条関係）

【表】

交付日： 年 月 日

滝山観光おもてなしボランティアガイド団体認定証



登録番号：
団体名：
有効期限： 年 月 日

発行
八王子市産業振興部

【裏】

- この認定証を他団体へ貸与・譲渡しないこと。
- ボランティアガイドを行う際は、この認定証を携帯すること。
- この認定証を紛失・破損した場合は、速やかに八王子市産業振興部観光課に届け出ること。
- 有効期限が到来した場合、ボランティアガイドの登録が取り消された場合は、この認定証を速やかに八王子市産業振興部観光課に返納すること。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

八王子市産業振興部長 殿

この度、下記のとおり●●●を変更いたしましたので、届け出ます。

(変更事項)

| 内容 | 変更前 | 変更後 |
|----|-----|-----|
| | | |

| 登録番号 | 第 号 | | |
|------|-----|------|--|
| ふりがな | | ふりがな | |
| 団体名 | | 代表者名 | |

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

八王子市産業振興部長 殿

このたび、都合により滝山観光おもてなしボランティアガイドの活動を中止しましたので、登録の抹消を届け出ます。

| | | | |
|------|--------------|--------|--|
| 登録番号 | 第 号 | | |
| ふりがな | | ふりがな | |
| 団体名 | | 代表者名 | |
| 住 所 | 〒 ー | | |
| | 電話番号 携帯電話 | FAX 番号 | |